

# 東串良町業務継続計画



平成 30 年6月

(令和元年6月修正)

鹿児島県東串良町

## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 総則.....                    | 2  |
| 1 業務継続計画の策定の趣旨.....            | 2  |
| 2 業務継続計画の効果.....               | 2  |
| 3 業務継続計画の基本方針.....             | 2  |
| 4 業務継続計画と地域防災計画との関係.....       | 2  |
| 5 業務継続計画の対象範囲.....             | 3  |
| 第2章 被害状況の想定.....               | 4  |
| 1 想定する災害.....                  | 4  |
| 2 想定地震における被害想定（最大となるケース）.....  | 4  |
| 第3章 非常時優先業務.....               | 7  |
| 1 非常時優先業務の範囲.....              | 7  |
| 2 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定..... | 8  |
| 3 各部局等の主な非常時優先業務【応急業務】.....    | 8  |
| 第4章 非常時優先業務の実施体制.....          | 13 |
| 1 職員の参集.....                   | 13 |
| 2 参集可能職員数の把握.....              | 15 |
| 3 非常時優先業務に係る要員調整.....          | 16 |
| 4 指揮命令系統の確立.....               | 16 |
| 第5章 業務継続のための執務環境の確保.....       | 17 |
| 1 役場庁舎.....                    | 17 |
| 2 代替庁舎の確保.....                 | 19 |
| 3 重要行政データの確保.....              | 21 |
| 第6章 今後の取組.....                 | 22 |
| 1 業務継続計画の共通認識.....             | 22 |
| 2 業務継続計画の継続的な改善.....           | 22 |

## 第1章 総則

### 1 業務継続計画の策定の趣旨

大規模な災害が発生した場合、町は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関等と連携を図りながら、「東串良町地域防災計画」等に定める災害応急対策等業務を実施する重要な役割を担うことになる。

一方で、住民の生活に必要な不可欠な行政サービスの提供は維持、継続する必要がある、中断することのできない通常業務については、大規模災害発生時においても、業務の継続が求められる。

このような状況を踏まえ、大規模災害発生時において、災害応急対策等業務及び通常業務のうち優先すべき通常業務（以下、これらを合わせて「非常時優先業務」という。）を、発災直後から迅速、的確に遂行することが出来るように、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するものである。

### 2 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

### 3 業務継続計画の基本方針

町は、大規模災害発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。  
住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、非常時優先業務を、全庁的体制により最優先で実施し、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止、縮小する。

### 4 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、町や関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧・復興に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、同業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害発生時においても、適切な業務執行を目的とした計画である。

【業務継続計画と地域防災計画との相違点】

|                              | 業務継続計画   | 地域防災計画   |
|------------------------------|--|--|
| 計画の趣旨                        | ・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。              | ・地方公共団体が、発災時または事前<br>に実施すべき災害対策に係る実施事<br>項や役割分担等を規定するための計<br>画である。 |
| 行政の被災                        | ・庁舎、職員、電力、情報システム、<br>通信等の必要資源の被災を評価し、利<br>用できる必要資源を前提に計画を策<br>定する。             | ・行政の被災は、特に想定する必要が<br>ない。   |
| 対象業務                         | ・非常時優先業務を対象とする（災害<br>応急対策業務等だけでなく、優先度の<br>高い通常業務も含まれる。）。                       | ・災害対策に係る業務（予防業務、応<br>急対策業務、復旧・復興業務）を対<br>象とする。                     |
| 業務開始<br>目標時間                 | ・非常時優先業務ごとに業務開始目標<br>時間を定める必要がある（必要資源を<br>確保し、目標とする時間までに、非常<br>時優先業務を開始・再開する）。 | ・一部の地方公共団体では、目標時間<br>を記載している場合もあるが、必要事<br>項ではない。                   |
| 業務に従事する<br>職員の飲料水、<br>食料等の確保 | ・業務に従事する職員の飲料水、食料、<br>トイレ等の確保等について検討の上、<br>記載する。                               | ・業務に従事する職員の飲料水、食料、<br>トイレ等の確保等に係る記載は、必要<br>事項ではない。                 |

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説第1版」（H22.4，内閣府）

5 業務継続計画の対象範囲

業務継続計画は、地域防災計画と密接な関連性を有する計画であることから、東串良町災害対策本部の構成組織を対象とする。

## 第2章 被害状況の想定

### 1 想定する災害

業務継続計画の策定にあたっては、幅広い対策を具体的に検討するため、その前提となる災害を特定し、当該災害が発生した際の庁舎やライフライン等の被害をイメージする必要がある。

本計画においては、「鹿児島県地震等災害被害予測調査結果」(H24～H25)で示された想定地震等のうち、東串良町での想定震度が最大震度5強になると見込まれる次の南海トラフ(4連動)を震源とする地震を本計画の想定する災害とする。

震源：南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】  
 震度：最大震度5強  
 最大津波高：7.2m  
 最短津波到達時刻：39分

### 2 想定地震における被害想定（最大となるケース）

【家屋・人的被害】

| 被害項目    | 被害規模  | 内訳   |       | 季節・時刻 |
|---------|-------|------|-------|-------|
| 全壊・焼失棟数 | 670   | 液状化  | 650   | 冬・18時 |
|         |       | 揺れ   | 0     |       |
|         |       | 斜面崩壊 | —     |       |
|         |       | 津波   | 20    |       |
|         |       | 火災   | 0     |       |
| 半壊棟数    | 2,300 | 液状化  | 2,200 | 冬・18時 |
|         |       | 揺れ   | 70    |       |
|         |       | 斜面崩壊 | —     |       |
|         |       | 津波   | 10    |       |
| 死者数     | 40    | 津波   | 40    | 夏・12時 |
| 負傷者数    | 20    | 津波   | 20    |       |
| 重傷者数    | 10    | 建物崩壊 | 10    |       |
|         |       | 津波   | —     |       |
| 要救助者数   | 0     | —    | —     |       |
| 要捜索者数   | 50    | —    | —     |       |

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

【ライフライン被害予測】

○上水道被害（断水人口）

| 被災直後        |            | 被災 1 日後     |            | 被災 1 週間後    |            | 被災 1 か月後    |            |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) | 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) | 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) | 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) |
| 2,000       | 31         | 1,800       | 52         | 1,800       | 28         | 860         | 13         |

○電力被害（停電軒数）

| 被災直後        |            | 被災 1 日後     |            | 被災 4 日後     |            | 被災 1 週間後    |            |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 停電軒数<br>(軒) | 停電率<br>(%) | 停電軒数<br>(軒) | 停電率<br>(%) | 停電軒数<br>(軒) | 停電率<br>(%) | 停電軒数<br>(軒) | 停電率<br>(%) |
| 10          | —          | 10          | —          | 10          | —          | 10          | —          |

○固定電話不通（不通回線数）

| 被災直後         |            | 被災 1 日後      |            | 被災 1 週間後     |            | 被災 1 か月後     |            |
|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| 不通回線<br>(回線) | 不通率<br>(%) | 不通回線<br>(回線) | 不通率<br>(%) | 不通回線<br>(回線) | 不通率<br>(%) | 不通回線<br>(回線) | 不通率<br>(%) |
| 20           | —          | 10           | —          | 10           | —          | 10           | —          |

○携帯電話不通（不通ランク）

| 被災直後        |    | 被災 1 日後     |    | 被災 1 週間後    |    | 被災 1 か月後    |    |
|-------------|----|-------------|----|-------------|----|-------------|----|
| 停波基地<br>(局) | 不通 | 停波基地<br>(局) | 不通 | 停波基地<br>(局) | 不通 | 停波基地<br>(局) | 不通 |
| —           | —  | —           | —  | —           | —  | —           | —  |

○ガス被害（供給停止戸数）

| 被災直後        |            | 被災 1 日後     |            | 被災 1 週間後    |            | 被災 1 か月後    |            |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 停止戸数<br>(戸) | 停止率<br>(%) | 停止戸数<br>(戸) | 停止率<br>(%) | 停止戸数<br>(戸) | 停止率<br>(%) | 停止戸数<br>(戸) | 停止率<br>(%) |
| 0           | 0          | 0           | 0          | 0           | 0          | 0           | 0          |

## 【避難者数】

| 被災 1 日後 |     |      | 被災 1 週間後 |     |      | 被災 1 か月後 |     |      |
|---------|-----|------|----------|-----|------|----------|-----|------|
| 避難者     |     |      | 避難者      |     |      | 避難者      |     |      |
|         | 避難所 | 避難所外 |          | 避難所 | 避難所外 |          | 避難所 | 避難所外 |
| 840     | 510 | 330  | 890      | 470 | 420  | 830      | 250 | 580  |

【帰宅困難者数】 260 人

## 【物資需要量】

| 被災 1 日後   |            |           | 被災 1 週間後  |            |           | 被災 1 か月後  |            |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 食糧<br>(食) | 飲料水<br>(ℓ) | 毛布<br>(枚) | 食糧<br>(食) | 飲料水<br>(ℓ) | 毛布<br>(枚) | 食糧<br>(食) | 飲料水<br>(ℓ) | 毛布<br>(枚) |
| 1,800     | 3,600      | 1,000     | 1,700     | 1,600      | 940       | 900       | 30         | 500       |

## 【産業廃棄物発生量】

| 産業廃棄物 (万トン) |           |     | 産業廃棄物 (万 m <sup>3</sup> ) |           |     |
|-------------|-----------|-----|---------------------------|-----------|-----|
| 産業<br>廃棄物   | 津波<br>堆積物 | 計   | 産業<br>廃棄物                 | 津波<br>堆積物 | 計   |
| 10          | わずか       | 10± | 10                        | わずか       | 10± |

【孤立集落数】 0 集落

※孤立集落に至る条件

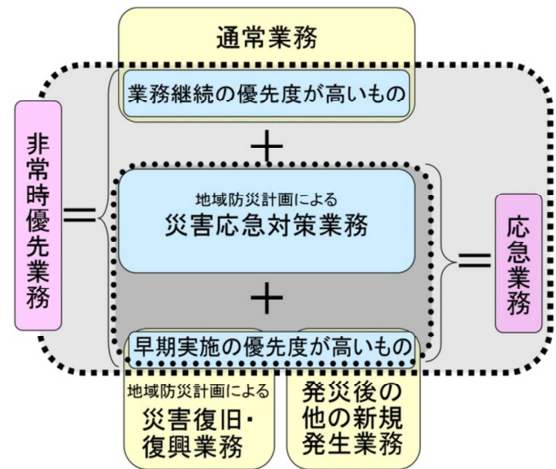
- ・ 集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接しているため、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し外部からアクセスが困難となるおそれがある集落
- ・ 船舶の停泊施設がある場合は、地震または津波により当該施設が使用不可能となり、海上交通についても途絶するおそれのある集落

### 第3章 非常時優先業務

#### 1 非常時優先業務の範囲

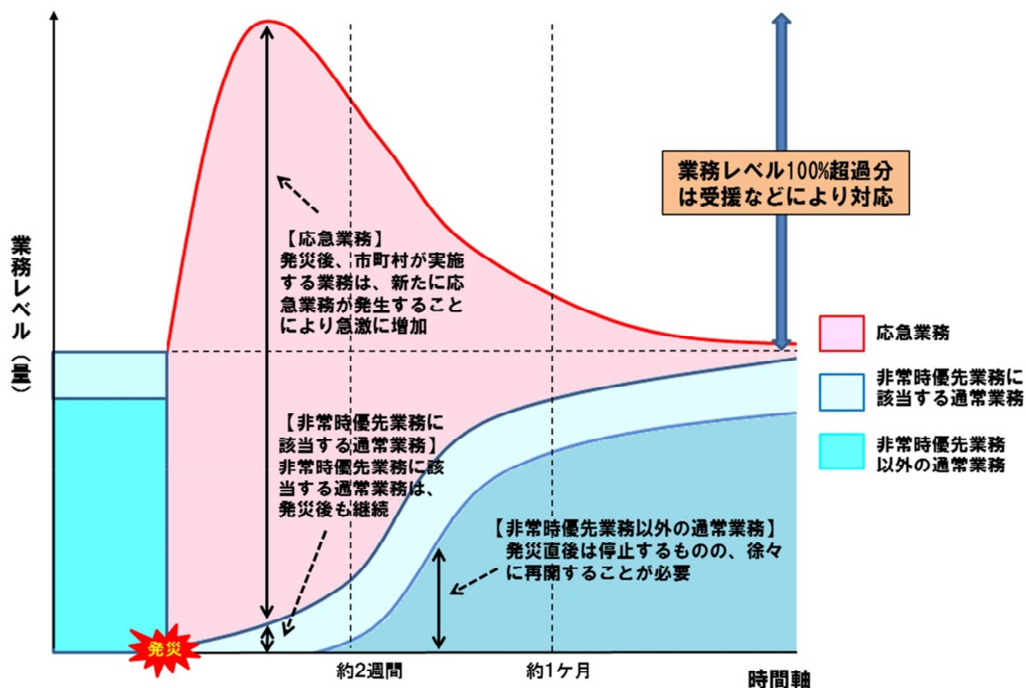
非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、「応急業務」と「優先すべき通常業務」に大別される。

「応急業務」は、東串良町地域防災計画に基づき実施する災害関連の応急対策業務であり、「優先すべき通常業務」は、通常業務の中で、住民の安全確保に直結するものや、業務中断により住民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすものなど発災後にあっても早急に開始・再開が求められる業務である。



【非常時優先業務のイメージ】  
出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説第1版」(H22.4, 内閣府)

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の中に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。



【発災後に市町村が実施する業務の推移】

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説第1版」(H22.4, 内閣府)



【非常時優先業務の整理基準表】

| 業務開始目標時間 | 該当する業務の考え方  | 代表的な業務例  |
|----------|---|--|
| 3時間以内    | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員及び家族の安全確保</li> <li>初動体制の確立</li> <li>被災状況の把握</li> <li>救助・救急の開始</li> <li>避難所の開設</li> </ul> | a.災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等）<br>b.被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）<br>c.発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）<br>d.救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）<br>e.避難所の開設、運営業務<br>f.組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）  |
| 1日以内     | <ul style="list-style-type: none"> <li>応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>避難生活支援の開始</li> <li>重大な行事の手続き</li> </ul>                          | a.短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）<br>b.市町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等）<br>c.衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等）<br>d.災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）<br>e.遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）<br>f.避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）<br>g.社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） |
| 3日以内     | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者への支援の開始</li> <li>他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>   | a.避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等）<br>b.災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）<br>c.業務システムの再開等に係る業務   |
| 2週間以内    | <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>窓口行政機能の回復</li> </ul>   | a.生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）<br>b.産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）<br>c.教育再開に係る業務<br>d.金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）<br>e.窓口業務（届出受理、証明書発行等）  |
| 1ヶ月以内    | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の行政機能の回復</li> </ul>   | a.その他の業務   |

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説第1版」（H22.4，内閣府）

2 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定

各部局等ごとに、非常時優先業務の範囲から、非常時優先業務を選定するとともに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間は、業務内容に応じて、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間の7区分に細分化して設定する。なお、実際の災害発生時には、事態の状況等によっては、設定した業務開始目標時間にかかわらず必要な業務を実施するものとする。

3 各部局等の主な非常時優先業務【応急業務】

（注）表中の業務開始目標次点と実施期間欄の「h」は「時間」，「d」は「日」，「w」は「週」を表す。

いずれの場合も期間は以内とする。

○共通業務

| 業務内容                 | 業務開始目標時点と実施期間 |    |     |    |    |    |    |
|----------------------|---------------|----|-----|----|----|----|----|
|                      | 1h            | 3h | 12h | 1d | 3d | 1w | 2w |
| ①職員の非常配備及び緊急参集に関する事  | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
| ②職員の安否確認に関する事        | ○             | →  | →   |    |    |    |    |
| ③指揮命令系統の確立に関する事      | ○             | →  |     |    |    |    |    |
| ④執務室の安全確認及び保全措置に関する事 | ○             | →  | →   |    |    |    |    |
| ⑤使用可能な業務資源の確認に関する事   |               | ○  | →   | →  |    |    |    |
| ⑥参集職員からの情報収集に関する事    | ○             | →  | →   | →  |    |    |    |

東串良町業務継続計画

○個別業務

| 対策部名                    | 班名    | 業務内容                            | 業務開始目標時点と実施期間 |    |     |    |    |    |    |
|-------------------------|-------|---------------------------------|---------------|----|-----|----|----|----|----|
|                         |       |                                 | 1h            | 3h | 12h | 1d | 3d | 1w | 2w |
| 総務対策部<br>(総務課)<br>(企画課) | 本部班   | ①防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事          | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ②本部会議に関する事                      | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ③各対策部及び関係機関情報収集・連絡に関する事         | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ④自衛隊の出動要請に関する事                  |               |    | ○   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ⑤災害調書の作成及び各機関への報告に関する事          | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ⑥各種通信施設の利用に関する事                 | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         | 総務班   | ①災害時の救助・搬送に関する事                 | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ②災害時の消防及び水防に関する事。消防団との連絡調整に関する事 | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ③配備要員に関する事                      | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ④車両配備に関する事                      | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ⑤本部の庶務に関する事                     | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ⑥災害関係文書の受理配布に関する事               |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                         | 財務班   | ①災害時における施設機器材の利用に関する事           | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ②災害対策に必要な経費の予算経理に関する事           |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                         |       | ③その他本部の事務に必要な施設の整備に関する事         |               |    |     |    | ○  | →  | →  |
|                         |       | ④町有財産の災害調査に関する事                 |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                         | 災害調査班 | ①災害調査の編成に関する事                   |               | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ②災害調査の配備に関する事                   |               | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ③被害情報の収集・集計に関する事                |               | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         | 広報班   | ①広報に関する事                        | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ②マスコミ等取材対応に関する事                 | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                         |       | ③災害記録に関する事                      | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |

| 対策部名                                      | 班名                          | 業務内容                     | 業務開始目標時点と実施期間      |    |     |    |    |    |    |
|---|-----------------------------|--------------------------|--------------------|----|-----|----|----|----|----|
|   |                             |                          | 1h                 | 3h | 12h | 1d | 3d | 1w | 2w |
| 民生対策部<br>(福祉課)<br>(住民課)                   | 福祉班                         | ①災害救助に関すること              | ○                  | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   |                             | ②災害救助法に基づく事務に関すること       |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   |                             | ③住宅関係被害及び救助状況の報告に関すること   |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   |                             | ④食料の配給に関すること             | ○                  | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   |                             | ⑤保育所幼児の保護及び避難に関すること      | ○                  | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   |                             | ⑥ボランティアの受入窓口に関すること       |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   |                             | ⑦福祉避難所との連絡調整に関すること       |                    | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   | 救護班                         | ①被災者の応急医療及び助産に関すること      | ○                  | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   |                             | ②応急薬品の整理、配分に関すること        |                    | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   |                             | ③医療機関との連絡調整に関すること        |                    | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   |                             | ④避難所の設置、管理に関すること         | ○                  | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|   |                             | ⑤救助物資の配分、義捐金品等の配分等に関すること |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   | 衛生班                         | ①防疫、し尿対策等に関すること          | ○                  | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
| 町民対策部<br>(総務課)<br>(福祉課)<br>(住民課)<br>(税務課) | 避難対策班                       | ①避難所の管理運営に関すること          |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   | 物資班                         | ①非常物資及び応急食料の調達に関すること     |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   |                             | ②救助物資の調達に関すること           |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   | 被害調査班                       | ①家屋等の被害認定に関すること          |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   |                             | ②罹災証明の発行に関すること           |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   | 農林水産対策部<br>(農林水産課)<br>(企画課) | 農政班                      | ①災害時における食料対策に関すること |    |     |    | ○  | →  | →  |
| ②災害時における農林水産関係施設の維持及び応急工事に関すること           |                             |                          |                    |    | ○   | →  | →  | →  | →  |
| ③農林関係の災害調査書の作成及び関係機関への報告に関すること            |                             |                          |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
| ④水産関係の災害調査書の作成及び各機関への報告に関すること             |                             |                          |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
| ⑤畜産関係の災害調査書の作成及び各機関への報告に関すること             |                             |                          |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
| 商工観光班                                     |                             | ①商工観光関係災害調査に関すること。       |                    |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|   |                             | ②観光施設の被害対策に関すること         |                    |    |     |    | ○  | →  | →  |

東串良町業務継続計画

| 対策部名                      | 班名    | 業務内容                            | 業務開始目標時点と実施期間 |    |     |    |    |    |    |
|---------------------------|-------|---------------------------------|---------------|----|-----|----|----|----|----|
|                           |       |                                 | 1h            | 3h | 12h | 1d | 3d | 1w | 2w |
| 土木対策部<br>(建設課)<br>(農地課)   | 管理班   | ①水防資材、機器材の出納、保管に関すること           | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ②非常用物資、応急食料、水防資材、職員等の輸送に関すること   |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ③土木関係の災害調査書の作成及び各機関への報告に関すること   |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ④危険個所の確認巡視に関すること                |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           | 土木班   | ①水防法に基づく諸対策に関すること               | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ②水位流量その他の情報に関すること               | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ③土木関係の災害調査及び報告に関すること            |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ④水防及び崖崩れ等の警戒巡視に関すること            |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ⑤土木業者の応援要請及び車両等の確保に関すること        |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           | 施設班   | ①建築関係の災害調査、報告、応急復旧に関すること        |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ②倒壊家屋対策に関すること                   |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ③応急仮設住宅等の用地確保・建築に関すること          |               |    |     |    |    | ○  | →  |
|                           |       | ④建築業者の応援要請に関すること                |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ⑤災害住宅資金融資に関すること                 |               |    |     |    |    | ○  | →  |
|                           | 水道班   | ①水道施設の被害調査報告に関すること              |               | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ②災害時の水道施設の維持に関すること              |               | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ③応急給水に関すること                     |               |    |     |    | ○  | →  | →  |
|                           |       | ④被災地の応急給水に関すること                 |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           | 農地班   | ①災害時における耕地関係施設の維持及び応急工事に関すること   |               |    |     |    | ○  | →  | →  |
|                           |       | ②耕地関係の災害調書の作成及び関係機関への報告に関すること   |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
| ③農地の災害対策及び復旧に関すること        |       |                                 |               |    |     |    | ○  | →  |    |
| 教育対策部<br>(管理課)<br>(社会教育課) | 教育班   | ①学校施設の災害調査書の作成及び各機関への報告に関すること   |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ②教育事務所及び学校との連絡に関すること            | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ③児童・学生・教職員等の災害対策及び安全確保に関すること    | ○             | →  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ④学校施設の避難所設置と管理に関すること            |               | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           | 社会教育班 | ①社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること        |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                           |       | ②社会教育施設の避難所設置と管理に関すること          |               | ○  | →   | →  | →  | →  | →  |
|                           |       | ③災害活動に協力する教育関連地域団体等との連絡調整に関すること |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |

| 対策部名                    | 班名    | 業務内容                            | 業務開始目標時点と実施期間 |    |     |    |    |    |    |
|-------------------------|-------|---------------------------------|---------------|----|-----|----|----|----|----|
|                         |       |                                 | 1h            | 3h | 12h | 1d | 3d | 1w | 2w |
| 会計対策部<br>(福祉課)<br>(会計室) | 会計出納班 | ①災害応急関係経費の支払い及び義援金、見舞金等の出納に関する事 |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                         |       | ②災害対策諸費の出納に関する事                 |               |    |     | ○  | →  | →  | →  |
|                         |       | ③物品の出納に関する事                     |               |    |     |    |    | ○  | →  |
| 議会対策部<br>(議会事務局)        | 議会連絡班 | ①議会及び議員との連絡調整に関する事              |               |    | ○   | →  | →  | →  | →  |
|                         | 視察調整班 | ①災害視察者に関する事                     |               |    |     |    | ○  | →  | →  |

## 第4章 非常時優先業務の実施体制

### 1 職員の参集

本計画が想定する地震が発生した場合、東串良町地域防災計画で定めた配備基準により、職員全員が参集することとされており、職員は、『自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。』

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。』となっている。

#### 【参集基準等】

| 配備呼称              | 体制     | 災害種別        | 判断基準  | 参考基準  | 配備内容   |
|-------------------|--------|-------------|---|---|--|
| 情報連絡体制            |        | 一般災害<br>風水害 | 町内に気象等の警報が発令されたとき。<br>又は各種気象情報から12時間以内に災害が発生すると予想される時。                  | 時間雨量 30mm<br>台風の接近により12時間以内に暴風域に入ることが予想されたとき。   | 周辺状況や被害状況等の情報を収集するため、防災担当職員による情報連絡体制を確立する。<br>警戒本部以降の動員体制を確保するための連絡体制を確保する。                                      |
|                   |        | 津波災害<br>震災  | 町内に震度4（中震）以上の地震が発生したとき。   | 津波注意報（鹿児島県）                                     |  |
| 災害警戒本部            |        | 一般災害<br>風水害 | 町内に気象等の警報が発令され、災害が発生すると予想される時。<br>又は町内で小規模な災害が発生したとき。                   | 時間雨量 50mm 以上<br>台風の接近により6時間以内に暴風域に入ることが予想されたとき。 | 気象情報及び災害情報の収集並びに局地的かつ軽微な災害に対処できる体制とし、第2配備以降の動員体制を確保するための連絡体制を確保する。<br>避難所への自主避難が発生した場合には、避難所と本部の連絡に必要な要員を配置する。   |
|                   |        | 津波災害<br>震災  | 町内又は近接市町村に震度4（中震）以上の地震が発生し、かつ町内に津波注意報が発表されたとき。                          | 震度 4<br>津波注意報（東串良町）<br>津波注意報（鹿児島県）              |  |
| 第1配備<br>・<br>第2配備 | 災害対策本部 | 一般災害<br>風水害 | 町内に気象等の特別警報が発表されたとき。<br>又は相当の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。     |   | 局地的な災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保する。避難者をごく一時的（24時間以内）に収容保護できる程度（炊き出し等は行わない）の要員を配備する。<br>第3配備以降の動員体制に直ちに移行できるための連絡体制を確保する。 |
|                   |        | 津波災害<br>震災  | 町内又は近接市町村に震度5（強震）以上の地震が発生した場合、これ以下の地震であっても災害が発生したとき。<br>又は津波警報が発表されたとき。 | 震度 5<br>津波警報（東串良町）<br>大津波警報（鹿児島県）               |  |

|      |               |             |  |                    |  |
|------|---------------|-------------|--|--------------------|--|
| 第3配備 | 災害対策本部<br>全職員 | 風水害<br>一般災害 | 町内全域にわたって、風水害等の災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき。又は町内全域にわたり甚大な被害が発生したとき。                                  | 震度6<br>大津波警報（東串良町） | 町内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、若しくは常備配備できるように待機体制をとる。 |
|      |               | 震災<br>津波災害  | 町内又は近接市町村に震度6強以上の地震が発生したとき。町内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。町内に大津波警報が発表されたとき。 |                    |  |

(注) 対策本部の第1配備又は第2配備については、本部長（町長）の指示のもと、状況に応じて配備する。

【参集体制】

| 対策部       | 班     | 情報連絡体制 | 災害警戒本部 | 災害対策本部 |      |      | 担当課                |
|-----------|-------|--------|--------|--------|------|------|--------------------|
|           |       |        |        | 第1配備   | 第2配備 | 第3配備 |                    |
| 総務対策部     | 本部班   | 1      | 1      | 1      | 2    | 全員   | 総務課<br>企画課         |
|           | 総務班   |        | 1      | 1      | 1    | 全員   |                    |
|           | 財務班   |        |        |        |      | 全員   |                    |
|           | 災害調査班 |        | 1      | 1      | 1    | 全員   |                    |
|           | 広報班   |        |        | 1      | 1    | 全員   |                    |
| 民生対策部     | 福祉班   |        | 1      | 1      | 1    | 全員   | 福祉課<br>住民課         |
|           | 救護班   |        |        |        |      | 全員   |                    |
|           | 衛生班   |        |        |        | 1    | 全員   |                    |
| 町民対策部     | 避難対策班 |        | 1      | 1      | 1    | 全員   | 総務課・福祉課<br>住民課・税務課 |
|           | 物資班   |        |        |        |      | 全員   |                    |
|           | 被害調査班 |        |        |        |      | 全員   |                    |
| 農林水産商工対策部 | 農政班   |        | 1      | 1      | 1    | 全員   | 農林水産課<br>企画課       |
|           | 商工観光班 |        |        |        |      | 全員   |                    |
| 土木対策部     | 管理班   | 1      | 1      | 1      | 1    | 全員   | 建設課<br>農地課         |
|           | 土木班   |        |        | 1      | 1    | 全員   |                    |
|           | 施設班   |        |        |        | 1    | 全員   |                    |
|           | 水道班   |        |        | 1      | 1    | 全員   |                    |
|           | 農地班   |        |        |        | 1    | 全員   |                    |
| 教育対策部     | 教育班   |        |        |        | 1    | 全員   | 管理課<br>社会教育課       |
|           | 社会教育班 |        |        |        | 1    | 全員   |                    |
| 会計対策部     | 会計出納班 |        |        |        |      | 全員   | 福祉課・会計室            |
| 議会対策部     | 議会連絡班 |        |        |        |      | 全員   | 議会事務局              |
|           | 視察調整班 |        |        |        |      | 全員   |                    |
| 計         |       | 2      | 7      | 10     | 16   | 全員   |                    |

(注) 各班の人数は、必要最低限の人員を配置したもので、本部長（町長）が必要と認める時は、状況に応じて追加人員を配備する。

2 参集可能職員数の把握

本計画が想定する地震が、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発生した場合には、職員の確保は、最重要課題の一つであることから、各部局等においては、平素より、所属職員の現住所、通勤手段の状況等により、非常時優先業務の遂行に必要な職員の確保が可能かその把握に努めるものとする。

その際、職員本人及び家族の被災や、家屋の全半壊、救出・救助への従事等により、職員によっては参集出来ない場合があることも想定しておく必要がある。

【職員の平均参集時間予測】（平成 30 年 6 月末現在）

|        | 自動車使用  | 徒歩   |
|--------|--------|------|
| 平均参集時間 | 5.25 分 | 35 分 |

【参集予測時間別職員数】（平成 30 年 6 月末現在）

○自動車使用（走行速度 40 キロ）

| 5 分以内 | 10 分以内 | 15 分以内 | 30 分以内 | 60 分以内 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 76    | 10     | 4      | 3      | 1      |

4 キロ未満          8 キロ未満          12 キロ未満          24 キロ未満

○徒歩（走行速度 6 キロ）

| 5 分以内 | 10 分以内 | 15 分以内 | 30 分以内 | 60 分以内 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 8     | 9      | 15     | 27     | 27     |

500m 未満          1 キロ未満          1.5 キロ未満          3 キロ未満          6 キロ未満

| 90 分以内 | 120 分以内 | 150 分以内 | 180 分以内 | 210 分以内 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1      | 5       | 1       | 0       | 0       |

9 キロ未満          15 キロ未満          18 キロ未満

| 240 分以内 | 260 分以内 | 300 分以内 | 330 分以内 | 6 時間以上 |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 0       | 0       | 0       | 0       | 1      |

42 キロ以上



### 3 非常時優先業務に係る要員調整

各部局等において非常時優先業務の執行にあたり、人員が不足する場合には、まず、第1次調整として各部局等内で調整（各主管課で対応）することとし、さらに、各部局等内で不足が生じる場合は、総務対策部が、他部局等に応援を要請することとする。

### 4 指揮命令系統の確立

大規模災害発生時においては、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行する必要があることから、各部局等においては、決裁又は同意について権限を有する者（以下「決裁者等」という。）が不在の場合にも迅速・適切に意思決定できるよう、代決者を含む指揮命令系統を日頃から十分周知・確認しておく必要がある。

非常時優先業務に係る指揮命令は、東串良町事務決裁規程に基づき、当該業務の決裁者等が行うこととなるが、決裁者等が不在であるときは、事務決裁規定の規定により、決裁区分及び各部局等の区分に応じて定められた代決の順位により代決者が代決することとなる。

事務決裁規定においては、第2位以下の代決者の代決は、「その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもの」とされているが、決裁者等が出勤できず、かつ、電話等による指示も仰げない場合で、緊急に処理することが必要な事案については、この規定に基づき、第2位以下の代決者の活用を含め、適切に対応する。

#### 【東串良町長の職務代理者順位規程に基づく標準的な代決者の例】

首長の職務代行の順位

| 第1順位   | 第2順位 | 第3順位   |
|--|------|--------|
| 副町長  | 総務課長 | 農林水産課長 |
| 第4順位 税務課長。以下については、緊急事案の性質及び種類を勘案し、職務代理者が欠けている場合、最年長の事務職員とする。 |      |        |

## 第5章 業務継続のための執務環境の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、上下水道等執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、役場庁舎の施設機能について、現状把握、課題抽出を行い、大規模災害発生に備えるものとする。

### 1 役場庁舎

#### 【現状】

・役場庁舎は平成8年竣工の庁舎部分と保健センター部分を渡り廊下で接続している構造となっている。庁舎・保健センターについては新耐震基準（震度6～7程度の地震に対して建物を倒壊させずに、人命を保障する考え方）で設計されており、また、庁舎・保健センターは鹿児島県地震等災害被害予測調査結果によれば浸水予測域外であるため、甚大な被害は発生しない。

しかしながら、庁舎南側は傾斜地に建てられており、経年劣化により建物の歪みや雨漏り等も発生しており、南北方向の揺れに対する耐震性はあるものの東西方向の揺れに対する耐震性には疑問がある。

#### 【課題】

- ・東日本大震災では、間仕切壁や天井の一部脱落が報告されており、地震後、安全に避難するための経路確保や活動拠点室の機能確保対策のための検討が必要である。
- ・天井部分の落下が懸念されることと、緊急連絡手段である防災行政無線を収納する無線室や非常用発電機を収納する機械室が4階部分にあることから、想定外の災害で機能しなくなる恐れがあるため、保護対策のための検討が必要である。
- ・緊急時の避難施設としての機能を有しないことから、長期的な観点では、老朽化した旧庁舎はもとより、今後老朽化が進む新庁舎を含めた庁舎移転もしくは庁舎建築について検討が必要である。

#### (1) 電力

#### 【現状】

・停電に備え、庁舎4階機械室に非常用発電機(1200KVA×1台)を設置し、12時間運転分の燃料(軽油390ℓ)を備蓄している。

#### 【課題】

- ・停電の長期化等が予想される場合などの給油体制の整備の検討が必要である。
- ・代替電源の確保の検討が必要である。

(2) ガス

【現状】

- ・保健センターのガスは、株式会社南九ガスがプロパンガスボンベで供給しており、地震時（震度5程度）には緊急遮断弁により自動で供給を遮断する。
- ・緊急遮断弁が動作した場合は、供給元である株式会社南九ガスが漏洩の有無等を点検し、安全を確認した後、供給を再開する。
- ・ガスの供給が止まった場合、給湯施設が使用できなくなる。

【課題】

- ・周辺道路等の被災状況により、供給業者が到着するまでに相当の時間を要する場合は、復旧にかなりの時間が必要である。

(3) 上下水道

【現状】

- ・断水した場合、庁舎で使用する水の供給ができなくなる。

【課題】

- ・周辺道路等の被災状況により、給水車やバキューム車等がアクセスできない場合は、トイレや上水の使用が困難である。
- ・仮設トイレの設置やペットボトル等による飲料水の確保や貯水タンクの設置または簡易浄水装置による飲料水確保などの代替策の検討が必要である。

(4) 電話・通信

【現状】

- ・災害時優先電話は、総務課設置の1回線である。
- ・役場庁舎電話交換機は保守点検を委託しており、交換機設備に障害が発生した場合は緊急通報装置により対応する。
- ・電話交換機電源は、非常用発電機回路に接続しており、停電時に使用可能である。

【課題】

- ・災害時、代表回線への着信量が増えた場合、ダイヤルインの積極的活用を促す必要がある。

(5) 情報システム

【現状】

- ・本庁舎が被災した場合は、役場庁舎と出先機関を結ぶ行政情報ネットワークや、国・県・市町村等を結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）等の通信ケーブル切断によるネットワーク途絶や、停電や空調停止等によるサーバーの異常停止に伴うシステム障害、データの破損・喪失などが想定される。

【課題】

・情報システムの継続性の確保，あるいは罹災時の早期復旧に最低限必要な資源（設備，要員，電力等）及び，既存の資源の準備状況を把握した上で，被害状況を想定して代替策を検討しておく必要がある。

（6）公用車（燃料を含む。）

【現状】

・東串良町で所有する公用車のうち使用可能な車両を確保した上で，本部の指示に従い，公用車を運行させる。  
 ・非常用の燃料は確保されていない。

【課題】

・大規模な地震による道路や橋梁等の正確な被災状況を速やかに把握する必要がある。  
 ・非常用の燃料確保に対する対策を講じる必要がある。

【庁舎機能等】

|        | 庁舎棟   | 保健センター棟                      | 防災無線室    | 備蓄倉庫 |
|--------|---|------------------------------|----------|------|
| 建築年    | H8  | H8                           | H8       | H8   |
| 耐震     | ○   | ○                            | ○        | ○    |
| 災害危険   | 地震  |                              |          |      |
|        | 津波  |                              |          |      |
|        | 浸水  |                              |          |      |
|        | 土砂  |                              |          |      |
| 非常用電源  | 自動起動型発電機（庁舎4階機械室）1,200KVA 12h<br>（給油により連続運転可） |                              |          |      |
| 通信機器   | 衛星携帯電話<br>（庁舎2階）<br>県防災システム<br>（庁舎2階）         | 特設公衆電話<br>（1階事務室）<br>（2階会議室） | 防災行政無線親局 |      |
|        | ダイヤルイン電話（PBXは防災無線室）<br>災害時有線電話は1回線            |                              |          |      |
| 情報システム | 電算室（2階）                                       |                              |          |      |
| 水・食糧   |   |                              |          | 500食 |

2 代替庁舎の確保

本計画が想定する地震では，役場庁舎には甚大な被害は発生しないと想定されるものの，想定地震以上の地震発生により，役場庁舎が著しい損傷を受けたり，周辺地域が被災して職員が役場庁舎に登庁できないような場合も想定される。

このような場合には，東串良町地域防災計画に記載されている役場庁舎が被災した場合の町災害対策本部の設置の考え方と同様に，代替庁舎を確保する。

【代替庁舎検討用リスト】（現況）

|               |            | 施設名        |           |            |            |
|---------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
|               |            | 東串良町保健センター | 東串良町総合体育館 | 東串良町総合センター | 東串良町防災センター |
| 代替庁舎候補順位      |            | 1          | 2         | 3          | 4          |
| 耐震対応          |            | ○          | ○         | ○          | ○          |
| 災害危険度         | 津波         | ○          | ○         | △          | ○          |
|               | 液状化        | ○          | ○         | ○          | ○          |
|               | 洪水         | ○          | ○         | ×          | ○          |
|               | 土砂災害       | ○          | ○         | ○          | ○          |
|               | 火災等        | ○          | ○         | ○          | ○          |
| 非常用発電機        |            | △          | ×         | ○          | ○          |
| 通信機器類         | 電話         | ○          | ○         | ○          | ○          |
|               | FAX        | ○          | ○         | ○          | ×          |
|               | 防災行政無線放送設備 | ×          | ×         | ×          | ×          |
|               | 衛星携帯電話     | ×          | ×         | ×          | ×          |
| 備蓄品           | 水          | ×          | ×         | ×          | ○          |
|               | 食糧         | ×          | ×         | ×          | ○          |
| 事務機器・備品       | 執務室        | ○          | ○         | ○          | ○          |
|               | パソコン       | ○          | ○         | ○          | ×          |
|               | コピー機       | ×          | ○         | ○          | ×          |
| 施設内設備         | トイレ        | ○          | ○         | ○          | ○          |
|               | 浴室等        | ○          | ○         | ×          | ○          |
|               | 簡易炊事設備     | ○          | △         | ○          | ○          |
| 同時被災の可能性のある災害 |            | 有          | 有         | 有          | 無          |

### 3 重要行政データの確保

庁舎の被災時に重要行政データを運用するサーバが被災した場合を考慮し、重要行政データについては安全に保存しなければならない。

現在本町では、下記の内容にてデータバックアップを行っている。

#### ○行政情報データ確保状況

|          |   |
|----------|---|
| データ確保状況  | 重要データについては、浸水の恐れのない庁舎2階部分の電算室内のサーバを設置し、入口は常に施錠、転倒防止板を設置している。  |
| バックアップ状況 | サーバでのデータバックアップは各システムにより仕様が異なる。<br>ネットワークフォルダに保存されているデータは毎日バックアップデータを作成しており、1週間前までのデータへの復旧が可能である。<br>重要住民情報データについてはサーバ内で毎日データバックアップを自動取得し、サーバ自体の被災に備え、鹿児島県町村会構築の広域データバックアップにより毎週重要データを4世代分行っている。<br>広域データバックアップ先は同県での広域被災を考慮し、鹿児島県町村会、熊本県町村会、京都府自治体情報化推進協議会の三者相互で実施。 |
| 冷却・電源等   | 電算室は冷却装置（クーラー）を常時稼働。停電時にも自動発動発電機（庁舎電源兼用）にて自動復帰運転にて対応。<br>停電時にはサーバ群はUPS（無停電装置）と自動発動発電機（庁舎電源兼用）にて電源を常時供給。   |
| システム保守   | 重要住民情報システムについては、鹿児島県町村会での共同利用形態をとっていることから、システム保守等については鹿児島県町村会が窓口となる。  |

#### ○課題等

重要データ以外の業務データのうち、個々のクライアントパソコン等に保存されているデータについては、職員でのデータバックアップが必要となる。

ネットワークフォルダに保存されているデータのサーバ被災時を考慮したバックアップ体制について検討すべきである。

電算化される以前の紙保存データの電子化や保管体制についての検討が必要である。

## 第6章 今後の取組

### 1 業務継続計画の共通認識

本計画を実効あるものとするためには、職員一人ひとりが、災害時に担う役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から認識しておくことが必要であることから、各部局等においては、各所属長が、本計画の趣旨を所属職員に対して周知することにより、本計画の共通認識を図るものとする。

### 2 業務継続計画の継続的な改善

業務継続体制の一層の充実を図るため、東串良町地域防災計画の修正、組織の改正等の状況に応じ、本計画の必要な見直しを行うなど、PLAN（計画の策定）、DO（訓練・研修の実施）、CHECK（検証）、ACTION（計画の見直し）といったPDCAサイクルによる継続的な改善を推進していく。